## 特商法に基づく表記

本サービス「EV-eryCharge」内で提供する有償のサービス、アプリケーションおよびコンテンツ(以下、商品等)に関する取引条件は、下記のとおりです。

販売業者名		四国電力株式会社
運営統括責任者		取締役社長 社長執行役員 宮本 喜弘(ミヤモト ヨシヒロ)
住所		〒760-8573 香川県高松市丸の内2番5号
電話番号		0120-017-122(フリーダイヤル)
メールアドレス		EV-Charge@yonden.co.jp
/ /V/   V /   V /		サービス料金(月額・消費税込)
販売価格		=基本料金:4,500 円程度(※1)
		- 本本科 並 : 4,000 「
		+再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額
		+燃料費調整額相当額
		※1 充電設備を導入する場所や導入時の材料の調達価格により、変動する
		※2 3.2kW タイプの普通充電器を導入することを前提に、電気自動車に流れる電
		流量に応じて3段階の料金単価を設定している
	最小単価	4,000円
	最大単価	30,000円
	双八平画	・クレジットカード、PayPay および請求書
支払い方法・時期		・クレジットカード決済で利用できるクレジットカードは以下の通り
		· VISA, DC, JCB, AMERICAN EXPRESS, DINNERS CLUB
		・サービス料金の支払いは、後払いによる
		・クレジットカード:各カード会社による引き落とし日
		・PayPay:販売業者からお客さまに請求されるサービス料金が確定する都度
		・お客さまから申込みを受けたのち、販売業者が必要な審査を行う
商品(サービスを含む)の 引渡し時期(日数)・発送 方法 商品(サービスを含む)の		・お客さまが集合住宅にお住まいの場合、マンション管理組合もしくは集合住宅の
		所有者と販売業者間で、本サービスの提供ができる環境の整備(マンション管理
		規約の変更等)が必要になる場合がある。この場合、申込日から1年を経過する
		までに販売業者が当該環境の整備ができなかったときは、お客さまからの申込
		みを受けることができない(本サービスの契約は成立しない)
		・販売価格は、消費税込みの金額表示
代金以外に必要な費用 /送料、消費税等		・サービス料金以外の費用は、中途解約時および充電設備撤去時を除き、発生し
		ない
解約や退会条件/解約・退会の規約		・本サービスの契約成立後、充電設備を設置するために必要な工事の着手にあ
		たり、工事会社等の第三者に販売事業者が費用を支払うまで(契約成立日から
		起算して8日以内)の間は、お客さまの費用負担なく、お客さまの申し出により、
		契約を解除することができる
		・販売業者が充電設備を設置するために工事会社等の第三者に費用を支払った
		ときから、本サービスの利用を開始するまでの間に、お客さまが契約を解除した
		場合、お客様は、「販売業者が当該第三者へ支払った費用と充電設備の撤去の
		ために支払った費用」を販売業者に支払うことで、契約を解除することができる
		・お客さまが本サービスの利用を開始したのちに、本サービスを解約する場合、お
		客様は、「解約日から本サービスの契約期間の満了日までの間の基本料金の総
		額の50%」および「充電設備の撤去にかかる費用」の合計を中途解約違約金と
		して、販売業者に支払ったうえで、本サービスを解除することができる
不良品の取扱条件		・お客さまの故意または過失により、充電設備に損害を与えた場合、お客さまが損
		害賠償の責(損害発生前の充電設備の状態に戻すための費用支払いの責)を
		負う
		・販売業者の故意または過失による損害、ないし不可抗力による損害が発生した
		場合は、販売業者が損害賠償の責(損害発生前の充電設備の状態に戻すため
		の費用支払いの責)を負う
		1 2000 0 20 - 20